

平成 31 年度 高尾陣馬特別警戒連絡協議会負担金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の観光資源である高尾山から陣馬山方面にかけて年末年始の事故・火災防止に関する事業を行う高尾陣馬特別警戒連絡協議会（以下「協議会」という。）に対し負担金を交付し、事故による風評被害等を未然に防ぐことを目的とする。

(適用)

第 2 条 負担金の執行については、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第 3 条 負担金の交付対象事業は、協議会が実施する事業で委託に掛かる経費の一部について、1,200,000 円の負担金を交付するものとする。

(交付申請)

第 4 条 負担金の交付を受けようとする場合は、負担金交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する負担金交付申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認められた場合には負担金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

(事業計画の変更)

第 6 条 協議会は、事業計画の内容を変更しようとするとき（事業の中止を含む。）は、負担金事業等変更申請書（第 3 号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業計画の変更の承認)

第 7 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認められた場合には負担金事業等変更承認通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 協議会は、事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は 1 カ月以内に負担金事業等実績報告書（第 5 号様式）に事業報告書及び決算または収支精算書その他必要な書類

を添え、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、報告期限を1カ月間に限って延期することができる。

(負担金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときはその内容を審査し、事業の成果が負担金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、負担金の額を確定し、負担金確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(負担金の支払等)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき負担金の額を確定したのち、当該負担金を支払うものとする。ただし、負担金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため市長が特に必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

2 協議会は、前項の規定により負担金の支払いを受けようとするときは、負担金(概算払)請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

3 協議会は、負担金の概算払を受けたときは、前条の規定による負担金の額の確定通知書受領後、負担金精算書(第8号様式)を市長に提出し、速やかに負担金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 負担金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱または他の法令に違反したとき。

(負担金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

八王子市長 殿

住 所(所在地)
申請者
氏 名(名称)

負 担 金 交 付 申 請 書

次の事業(事務)を行いたいので、 年度において負担金 円を交付されるよう、高尾陣馬特別警戒
連絡協議会負担金交付要綱第4条の規定により申請します。

事業の名称					
交付対象事業費の 使 途	事業の内訳	数量	単価	金額	左の金額中の負担金の額
事業等の財源					
対象事業の 着手年月日及び 完了年月日(予定)		着 手 完 了	年 月 日 年 月 日		
添 付 書 類		1 事業計画書	2 収支予算書		

第1号様式(裏)

事業の目的	
事業の内容・効果等	

第3号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

八王子市長 殿

事業者
住所(所在地)
氏名(名称)

変更
負担金事業等中止申請書
廃止

事業等の(変更・中止・廃止)をしたいので承認願いたく、高尾陣馬特別警戒連絡協議会負担金
交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称			
交付決定通知	平成 年 月 日付 収第 号		
交付決定額		受領済額	
事業等の変更事項	変更前		
	変更後		
変更・中止・廃止の理由			
変更・中止・廃止の年月日	平成 年 月 日		
添付書類			

第4号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

様

八王子市長
石森孝志

変更
負担金事業等中止通知書
廃止

平成 年 月 日付により申請のあった、負担金事業等(変更・中止・廃止)申請については、次のとおり決定しましたので、高尾陣馬特別警戒連絡協議会負担金交付要綱第7条の規定により通知します。

申請のありました(変更・中止・廃止)を承認します。	
事業の名称	
変更決定後負担金額	
事業等の変更事項	

第5号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

八王子市長 殿

住 所(所在地)

事業者

氏 名(名称)

印

負 担 金 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日付(号)により交付決定を受けた事業(事務)が完了したので、高尾陣馬特別警戒連絡協議会負担金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称				
負担金交付決定額		負担金受領済額(A)		
負担金使用額(B)		精算額(A - B)		
負担金使用額の内訳	事業名	支出額	事業の明細	負担金使用額
		計	(C)	
支出額の財源内訳				
		負担金		(B)再掲
		計		(C)再掲

第5号様式(裏)

事業等の成果	
添付書類	1 事業報告書
	2 決算書

第6号様式(第9条関係)

平成 年 月 日

様

八王子市長
石森孝志

負担金確定通知書

平成 年 月 日付 号により実績報告のあった事業については、次のとおり負担金の額を
確定したので、高尾陣馬特別警戒連絡協議会負担金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付決定額	
交付済額(A)	
交付確定額(B)	
精算額(B-A)	
備考	精算額 円については、平成 年 月 日 までに 交付します。 返還願います。

平成 年 月 日

八王子市長 殿

所在地
申請者 名称 印

負担金(概算払)請求書

平成 年 月 日付 号をもって確定通知のあった標記事業について、高尾陣馬特別警戒連絡協議会負担金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付事業名 _____

2. 概算払請求理由

3. 交付決定額 _____ 円

4. 概算払請求金額 _____ 円

平成 年 月 日

八王子市長 殿

印

高尾陣馬特別警戒連絡協議会に対する負担金精算書

平成 年 月 日付 八産観収第 号をもって確定通知のあった標記事業が完了したので、高尾陣馬特別警戒連絡協議会負担金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1. 交 付 事 業 名 _____
2. 交 付 決 定 額 _____ 円
3. 交 付 確 定 額 _____ 円 (A)
4. 概 算 払 受 領 済 額 _____ 円 (B)
5. 精 算 額 _____ 円 (A-B)